

第4回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和2年9月11日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、森委員、
坂井委員、高山委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 0名
- 6 事務局 斉藤コミュニティ課長、中橋補佐、安達係長、香月主事、
田久保事務員
- 7 議題
(1)平成30年度・令和元年度評価のとりまとめについて
(2)その他
- 8 議事内容

委員長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催する。

本日の出席はただいまのところ全員出席である。よって定足数に達している
ので、会議は成立していることを報告する。

まず、本日の議事の進行について、事務局から説明する。

事務局

本日は、答申（案）及び建議の作成について、皆様の意見を基にたたき台を作
成したのでそれを基に始めに答申（案）から御審議いただきたい。以上である。

委員長

それでは、「(1)平成30年度・令和元年度評価のとりまとめについて」につ
いて、答申（案）のたたき台を基に審議を始める。

事務局

1点補足させていただく。公開する際には付属資料で過去2年分の事業評価シートを添付する。

委員長

答申(案)の概略説明をお願いします。

事務局

令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によりヒアリングを実施していないことから、令和元年度の評価は実施結果シート及び書面による事業実施担当課の質疑により評価した。

平成30年度は昨年の中間報告の内容を基にしている。その中でパブリックコメントの実施について、必要性和妥当性について改めて言及している。

委員長

まず平成30年度、令和元年度、そして、「市民参加条例の運用の改善について」と「今後に向けて」について議論していく。

ポイントになっているのはパブリックコメントの実施と手続きの必要性和妥当性の2点についてである。意見のある方どうぞ。

A委員

令和元年度のアンケート・ニーズ調査、意見交換会は以前から改善されてきてこの手法が使われているという解釈でいいのか。アンケートは以前からやられている事業がいくつかあり、意見交換会も実施している。

B委員

そうだと思う。「これまでの答申において、大半の部署が市民参加の方法として審議会とパブリックコメントを選択し、広範な市民からの意見聴取が不十分でないかとしてきたが、令和元年度においてはこの点に関しての改善が見られ評価できる」と書いてあるので、より徹底して実施したと考えている。新しい点としてニーズ調査を実施しているという評価であると思う。

事務局

令和元年度の評価事業が計画の増進ということもあり、過去の平成25年度からの一覧を見ていただくと部分的に手法が増えており、一定の改善がみられる。

A 委員

実際、採用している手法の必要性が感じられている事実があるならばいい。

委員長

他に意見のある方どうぞ。

副委員長

最初は行政全体に対するアンケートであったが、徐々に事業に即したアンケートを実施し始め、さらに、アンケートに加えてニーズ調査を実施するようになり改善がみられる。

A 委員

「部署や事業により温度差があるのは残念であった」とあるが、市民の関心度の高い事業や影響の大きい事業と市民に関わりのない事業では温度差は生じるものだと思う。過去に評価した際に、温度差の高低が評価に影響していた。一律に評価をするのは無理難題ではないのか。

委員長

内容に関係あるため意見交換をする。

B 委員

意見交換の手法について述べていると解釈するならば、本来は実施すべき事業が実施していなかったという意味では温度差はあった。

委員長

具体的な事例があったか。

C 委員

平日1回しか実施しなかった、土日実施すべきであったと発言した記憶がある。

副委員長

「残念であった」ではなく、どの部署も「このように実施してほしい」という表現にするべきである。

B 委員

例えば、学校の新設説明会を対象地区だけでなく幅広く実施するべき、のようにする。

副委員長

時間的、地域的制約があり参加できない事業があった。それを改善していきたいとする。

委員長

修正すると A 委員の問題も解消する。

(2) 世代別の市民参加への対応について、(3) 市民等への情報提供、P R についてはこのままでよろしいか。

「市民参加条例の運用の改善について」と「今後に向けて」について意見のある方どうぞ。

A 委員

「必要性は感じているものの本質的には市民参加の重要性までは感じられず、職員の市民参加に対するモチベーションをこれ以上向上させるには難しい環境に置かれている」とあるが、本質的には市民参加の重要性を感じないとなってしまうと重要な指摘になる。指摘はあり得るが文言が断定的すぎる。

副委員長

モチベーションをあげる手立てを考えなくてはいけない。現状、必要性はわかっているが仕事のウエイトが高いと感じる。そこで、市民に直結するような仕事としての意識が必要となる。

C 委員

モチベーションはあるように感じた。

副委員長

モチベーションはあると思うが、議員や市民に提出する資料作成などパブリックコメントを実施すると大変である印象を受けた。若手職員の中で非常に負担になっている。

A 委員

今回意見交換の対象になったのは市民参加に力を入れている部署である。

事務局

議員への提出資料と市民への資料は、内容は同じでデザインが異なる。作成は負担である。

C委員

それを作るのは若手か。

事務局

部署による。

副委員長

議員と市民の資料を同じにできないのか。

事務局

それがこれからの提言になる。

C委員

「モチベーション」について表現を変更すべきである。

B委員

「市民参加条例の運用の改善について」と「今後に向けて」は、委員会としてどういう認識なのかは建議の内容に繋がる。職員は必要性を感じて全力を尽くしているが、運用が形骸化しているため条例などの見直しを含め建議に含めるのか。必要性、重要性の認識の度合いが正しくないなど、建議への繋がりを意識すべきである。

A委員

今回のコメントは意見交換が基だと思う。職員のアンケートの結果を答申や建議に反映させるべきなのか。

以前の意見交換で市民参加制度の形骸化の印象はなかった。

副委員長

職員の仕事を圧迫してはいけないと思う。日常の仕事をしていく中で市民参加のウエイトがありすぎて本来の業務に支障が出てはいけない。

A 委員

それと形骸化は違う。形骸化は実施しても意味がない状態になりかけていることと解釈している。市民の意見が何か反映され、声を聴いて事業の参考になったという思いが残っていれば意味があると思う。事前に聞いた職員アンケートでは修正できない段階で実施することに意味があるのかとの指摘や政策に反映できない意見が集まるなど、否定的であったうえにウエイト重いとのことの意味がない印象である。

C 委員

ウエイトのわりに報われていない。

B 委員

仕事量のわりに結果に結びついていなく、コストパフォーマンスが悪いのはなぜかが建議に結びついていく。条例や運用ルールを柔軟にするやり方にしなくてはいけないという認識であるのか。

C 委員

実施状況や結果を市民に提供する取り組みを考える。

事務局

職員アンケート内容は、文章にできるが付属資料にはできない。委員会の中の根拠資料である。

建議については提出していただいた意見を大体反映させた。市民参加推進委員会のこれまでの実績を建議に載せるべきであり、今までの諮問答申の経過についても付属資料にしている。

B 委員

一度委員会内でディスカッションしてはどうか。

委員長

答申は諮問に対する答えであるため、それ以上のことはすべきではない。「モチベーション」については諮問以上のものであるから建議に入れる。「しかし～難しい環境に置かれていると感じた」を建議に入れる。「このことから～」を「しかしながら～」に変更する。

「今後に向けて」で、制度の中では改善はみられるが制度上困難なことを建議として提案することを述べる。

B 委員

委員長のおっしゃる趣旨からすると、改善では評価だけを述べ、「今後に向けて」で、現段階では制限もあるため、あり方について提言したいということではないか。

委員長

そうである。

市役所向けのアンケート調査や意見交換をした結果、現状のままでは困難なこともあるため、従来の枠にとらわれずに建議したいことがあると、「今後に向けて」の中に入れる。

C 委員

実施して改善されたことなど載せて市民のモチベーションも上げる。

委員長

枠内では良いが、その枠が問題ではないのか。条例に縛られている印象がある。市民の意見が反映されない事業や市民に意見を聞かなくてはいけない事業関係なく、条例で定められていることを実施すればいいという意識でやられると市民参加の意味がないということを建議で述べる。

B 委員

市長から実質的な市民参加を検討していただきたいとの要望に応える意味で建議をする。運用が形式化していることや柔軟性に欠けることがあるべき市民参加の姿を損ねる現状ではないのか、という問題意識がある。

委員長

建議の中の「市民参加の梯子」は建議に入れるべきだと思う。市民参加と言われているが嘘の市民参加を実施するのがレベル1で非参加型。行政側の操作や癒し効果に過ぎないのは問題である。形骸化ということで問題となっているのはレベル2の形式的参加の部分である。意見を聞いてもわからない、一方的な情報提供、マイナーな事柄で反映をするなどが形骸化ということで問題となっている。今回の市民参加はこれらのことではなく、強い市民参加の議論を建議で提案したい、ということで図を入れた。

手続き論ではなくて市民のために市役所で働くのはどういうことかという理念の部分なので建議で述べるべきである。

A委員のチャートは問題をしっかりと分析している。市民側や市側、条例の間

題がある。

C 委員

京都市では市民の意見を反映したのがわかるようになっている。流山ではそのような情報提供がないので参考にするべきである。

委員長

参加すればどのように意見を聞いてもらい反映してもらえるのか市民側に実感させてモチベーションを高めるのか建議で述べる。

答申は2年間のもので条例の枠内では改善された。枠外のことについて建議で述べる。

B 委員

建議の骨格を示してほしい。何が今の流山市の市民参加では問題なのか、目指すべき市民参加のあり方を事例として述べ、条例の改正など具体的な提案をしていくのか、プロジェクト実施して試行錯誤し、イメージを構築していくのを提案するのか。

委員長

条例改正案を念頭におくのか。

A 委員

条例改正しなくても手段はあると思う。

各委員の問題意識がまだ共有できていない。

D 委員

A委員と同じで各委員の意見を共有してから議論した方がいい。

委員長

答申についてはこれでいいか。

事務局

答申は修正したら後日送付する。

B 委員

建議の議論については各委員の意見を踏まえてメールで提出するやり方でい

いか。

事務局

そうである。

議題が前後するが「(2)その他について」について、会議についてスケジュールの調節をする。

次回の日程については11月13日(金)ケアセンター4階で午後2時から午後4時を予定している。

次回以降は12月11日(金)午後1時、または1月22日(金)午後1時の予定で、会議の進捗状況によりどちらの開催にするかを後日決定する。

B委員

11月にメールでやり取りし意見交換することでもいいか。

事務局

委員の皆様がよろしければ提出いただいた意見シートを共有させていただく。

委員長

各委員の意見シートを基に11月に意見交換し、12月に意見をまとめる。

B委員

条例改正案を提出するのは市としてはどうなのか。

事務局

いただいたものについては後日正式な回答はあるが、段階的である。

B委員

建議は無視できないと思うが、市で対応できるのか。

事務局

市民参加条例31条で「市長及び議会は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。」とあるが、条例改正はハードルが高い。市長に説明し、議会に説明するため、ある程度時間はいただくことになる。

B委員

建議を出したからには正式に対応していただきたい。

委員長

条例のもとでは改善されてはいるが、それでも問題点があるのは仕組みに落ち度があるのではないかと指摘していいと思う。

B委員

京都市の条例と比較するべきである。

事務局

京都市と決定的に異なるのは、対象事業についてである。市民参加を実施しても結果の見えているものは対象外としている。その点などについて考えてからこの委員会で議論できればと思う。京都市だけでなく他市を見て、同じ人口規模の市の市民参加の実情なども見ていくべきである。

A委員

条例を変えるまでしないといけない改善課題は何か。

委員長

市民参加手続きの手法を2つ選択しなければならない点である。

B委員

運用の問題になる。この運用に任せていると条例優先になるため、条例改正が必要となる。

委員長

一律に事業の評価をしているこの市民参加推進委員会の問題でもある可能性がある。

B委員

A委員がおっしゃったように、点数評価は妥当なのか。他に第三者機関が評価しているのか。

事務局

補助金審議会がある。

A委員

委員の評価がバラついている。原因は評価基準あいまいであるのと、事業の内

容がバラついていることである。その中でA + からC - に分ける意味はあるのか。

B 委員

一応基準はある。点数の定義があり、抽象的に今より細かくすることは難しいので、点数評価自体問題がある。

A 委員

基準は合格している、指摘事項があるなどの評価に変更するのはどうか。

事務局

建議の内容を確認しながら説明していく。

タイトルの市民参加制度と市民参加推進委員会のありかたは、委員の意見を基にした。制度のありかたについての問題とその改善。推進委員会については、今までの委員会で何を提言してきたのかを踏まえて、これからの市民参加推進委員会のありかたをどのようにするか。

条例による市民参加の手法が形骸化されているのを制度から見直す必要があるというのを答申から繋げる。

所管事務として推進委員会というのは主として評価と改善を提言してきたが、今後さらに市民参加を推進するためという観点で委員会のステップアップを踏まえて提言する。

「市民参加制度の抱える問題点」についてまずは、条例を一律に適用しているので柔軟性に欠ける。それに合わせて、市側も市民参加に係り非常に時間的、事務的な労力に比べてコストパフォーマンスが悪い。市民側の関心度が低いこともあり、全体的に考えて市民参加の関心度が低い。

「市民参加制度の改善点について」は、上記の問題点を踏まえ、過去の市民参加の手法と評価を分析し、市民参加制度の条例や対象事業の特性に応じて柔軟な運用を検討すべきである。これにあわせて市民参加の手法の複数選択については、選択の緩和は検討すべきである。モチベーションの向上については、市民参加にかかる労力の緩和、簡略化を検討すべきである。市民の市民参加への関心や参加意欲を掻き立てるために啓発活動を検討すべきである。具体例としては年に一度広報に掲載することやSNSの利用をする。

「これまでの市民参加推進委員会の活動・提言内容について」は、過去の市民参加推進委員会の諮問・答申を踏まえて、市民参加をこれ以上推進するためには委員会の評価と改善のやり方以外を考えるべきであると要請する。

「市民参加推進委員会のありかたについて」は、事後的評価を見直し、事業に

よって相談があれば手法の提言をする立場でもいいと思う。また、市民参加推進委員会で議論したものを「(仮称)市民参加だより」として作成する。そして、プロジェクトチームの作成を検討する。以上が建議の内容である。

まとめとして「市民参加の梯子」に流山市を当てはめ、どの段階を目指していくべきかを考えて市民参加を推進していく。

A委員

質問だが、3ページの「現状の条例と照らし合わせての評価」とはどういうことか。

事務局

現在の評価の仕方である。

A委員

評価をかえることは可能か。

事務局

以前変更している。委員会で話し合った評価方法を市で考慮する。

A委員

「市民等への情報提供」について、わかりやすく行われ、比較的改善されているが、市民生活に具体的にどのような影響があったのか、市民が意見を言いやすい工夫などが明解でない。これが評価の際にしっかりと加味されているのか。評価基準が明解なようで明解でない。

B委員

なぜ市民参加を評価するようになったのか。

事務局

条例の中に市民参加の運用に関する評価がある。なぜ評価するようになったかまでは把握していない。

市民参加条例を作成する際に、他市を参考にして、評価に関しては学識経験者などの外部団体で行っていただくようにした。視察した市町村での評価を参考にしている。

副委員長

第三者機関が必要であるということで始まった委員会である。

事務局

そうである。

委員長

評価する前提であると解釈している。

副委員長

3ページの「事後評価の評価結果が組織や個人の評定に反映されない」というのは、反映されないことが問題であり、反映されるようにするべきということか。

B委員

評価するのであれば成績に反映しなければならない。市民参加をよくするために評価をしているのか。

副委員長

市役所が実施している事業に関して市民の視点から、市民のための行政を行っているかどうか確認するものと認識している。

B委員

それならばすべて個人の評価に反映するべきである。

副委員長

個人の評価のために実施しているものではない。

A委員

達成感がない原因は個人評価ではないからか。だからといい、個人の評価にするべきということではない。

B委員

市民のためになったかどうかであるならば、市民参加の運用だけを評価するものなのか。

委員長

今の仕組みでは表彰できる可能性がある。条例に義務付けの文言があれば表彰はだめである。義務であるため実施すべきものであり、やらなくては罰せられるということで進んでいるならばこのやり方が採用されたと解釈できる。

C委員

A委員がおっしゃったように、評価は徐々に高くなっているため、評価をやめて改善の提言をするのはどうか。

委員長

条例の言葉として努力義務ならばC委員のおっしゃったやり方が正しいが、条例の文言としてやる義務があるとなっているとやらないことが悪くなる。

C委員

その条例の文言を変えることができるのか。

委員長

条例や法律の解釈の問題である。どのように義務付けされているか。

C委員

変更できるのであれば検討したい。どの部署も改善されてきているため現在の評価はそこまで意味をなさない。

委員長

それはこの委員会の成果でもあり、枠内で改善はされている。

事務局

条例の制定当初の解釈については確認しておく。なぜこの逐条解説にしたか文言等を含めて探してみる。

委員長

以上で、本日の議題は終了とする。